

「結婚の自由をすべての人に」訴訟に対する大阪地方裁判所判決への声明

2022年6月27日

特定非営利活動法人

大阪医療ソーシャルワーカー協会

法律上同性同士の婚姻を認めない民法および戸籍法の規定は日本国憲法違反であるとして、同性カップルが起こした裁判において、2022年6月20日、大阪地方裁判所は、現行法が「憲法違反ではない」として原告敗訴の判決を下した。判決文においては、憲法は同性間の婚姻を禁止していないとしたものの、異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性カップルにどのような保護を与えるかについてはなお議論の過程にあり、婚姻に類似する制度によっても差異を緩和することができる、などとして現行法は憲法24条、13条、14条1項に違反しないと結論づけた。

確かに、異性婚は広く認められており、日本において、異性のカップルを前提として様々な制度が設計されているのは事実である。

しかし、本判決においては、こうした既存の仕組みが同性カップルを排除し、その権利や尊厳を侵害しているという重大な問題を軽視している。性的少数者が社会の仕組みから排除され、差別や偏見に晒されている現実を肯定しかねない点で、同性カップルが置かれた過酷な現状を無視して差別を追認する判決だと指摘せざるを得ない。控訴審においては、お互いの合意に基づきカップルが結婚できるよう、司法の果たす役割を十分に踏まえたうえで、婚姻の平等の実現を後押しする判断が下されることを切に期待したい。

あわせて、私たちは、「ソーシャルワークのグローバル定義」ならびに「ソーシャルワーカーの倫理綱領」が求めているように、多様性の尊重の原理に従い、性自認・性的指向も含めて個人の属性に関係なく、個人の権利が十分に尊重される社会であることを願っている。そして、今回の大阪地裁判決に対して異議を表明するとともに、個人の多様性が十分に尊重され、すべての人の権利が尊重される社会が実現するように、思いを共にする人々や組織と連帯していくことをここに宣言する。

そして、この機会に、当協会会員のみならず、日本のソーシャルワーカーが私たちと歩みをとともにするように広く呼びかける。

以 上